

事務連絡
令和3年1月8日

各地方農政局農村振興部設計課長 殿
(内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長、
国土交通省北海道開発局農業水産部農業設計課長宛は参考送付)

農村振興局整備部設計課
施工企画調整室長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省
直轄工事及び業務における入札手続等の今後の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関し、令和3年1月7日、緊急事態宣言が発出されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた農林水産省直轄工事及び業務の今後の対応について」(令和3年1月8日付け農村振興局整備部設計課長事務連絡)が発出されたところである。

今後、直轄工事及び業務の実施に当たっては、感染拡大防止の観点から、緊急事態措置を実施すべき区域はもとよりそれ以外の区域においても実施してきたこれまでの取組を継続することが重要であり、下記のとおり取扱うこととしたので、引き続き適切に対応されたい。

なお、「工事現場等における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について」(令和2年2月26日付け事務連絡)、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の情報に関する情報提供について(依頼)」(令和2年3月5日付け事務連絡)、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた工事の適切な工期の確保について」(令和2年3月12日付け事務連絡)、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた工事の実施について」(令和2年3月17日付け事務連絡)、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた直轄工事および業務の検査に係る監督職員の対応について」(令和2年3月18日付け事務連絡)、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における入札等の手続の対応について」(令和2年5月18日付け事務連絡)及び「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除後における入札等の手続の対応について」(令和2年5月27日付け事務連絡)は廃止する。

このことについて、管内の都府県に対して参考送付するとともに、その際、関係市町村等へも参考送付されるよう依頼されたい。

記

1 工事及び業務の入札契約手続における対応

(1) 書類の電子化等

閲覧書類等に関しては、相手方の事情を考慮し、現地の状況が確認できる写真等を含め幅広く提示するとともに、電子媒体による提供の依頼があった際には、積極的にこれに応じることとする。

また、契約書以外の提出書類等についても、今年度より電子契約システムを通じた電子媒体による提出が可能となっていることから、積極的に電子媒体での提出を受け付けることとする。

(2) 適切な作業時間の確保

テレワーク等の業務体制により、相手方の積算作業等の状況に変化が生じる可能性も想定されることから、手続中の案件において、申請に係る各種資料や入札書の提出期限の延長について柔軟に検討することとする。

また、今後公告する案件についても、同様に相手方のテレワーク等の業務体制を考慮し、作業時間を十分に確保した発注スケジュールの検討を行うこととする。

(3) 各種ヒアリングについて

工事及び業務の入札契約手続における各種ヒアリングについては、原則省略するものとする。

なお、やむを得ずヒアリングの実施が必要となった場合には、以下の対応をとるものとする。

ア 本人確認を行う一方、ヒアリング内容を録音しない等の配慮をした上で、可能な限り、電話やWeb会議を活用する。

イ やむを得ず対面でのヒアリングが必要となった場合は、最小限の人数で行うものとし、その際には風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境での実施を避け、マスクの着用など、感染予防対策を徹底するとともに、出席者全員の氏名を確実に記録する。

(4) 競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目

工事及び業務の競争参加資格や総合評価落札方式等の評価項目として、資格や実績、成績、表彰、継続教育(CPD)の取組状況、手持ち業務量等を考慮しているところであるが、今後公告する工事及び業務については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の一部解除後における農林水産省直轄工事及び業務の対応について」(令和2年5月18日付け2予第359号大臣官房参事官(経理)通知)(以下、「5月18日通知」という。)のほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた監理技術者講習の延期等による影響を踏まえ、当分の間、以下の対応をとるものとする。

ア 必要に応じ、競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限の延長を検討する。

イ 5月18日通知に基づいて一時中止等を行ったことにより完成しない工事及び業務についても実績として認める。

ウ 今後新たに入札公告を行う業務において、評価基準日（入札公告日等）が、業務請負契約書上の履行期限から5月18日通知に基づく一時中止等によって延長が必要となった期間内にある場合には、当該業務は手持ち業務量とは数えない。

（5）資機材調達への対応

資機材等の調達においては、納期の遅れも想定されることから、早期発注、余裕期間制度の活用などにより、調達期間の十分な確保に努めることとする。

納期への影響により工期延長及び一時中止が必要となった場合の対応については、特別仕様書に次のとおり条件明示する。

〔記載事項〕

- 新型コロナウイルス感染症に伴う工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について

新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じることを理由に、工期内に工事が完成できないとして、受注者から工期延長の請求があった場合には、工事請負契約書の規定により協議に応じるものとする。また、同様の理由により必要であると認めるときは、工事の一時中止等の適切な措置を行うものとする。

（6）余裕期間の設定

余裕期間は、「工事における余裕期間制度の試行について」（令和2年1月14日付け農村振興局整備部設計課長通知）に基づき、原則として工期の30%かつ4ヶ月を超えない範囲で設定することとしているが、新型コロナウイルス感染症に伴う資機材調達等の影響によりこの期間を超える余裕期間を設定する必要がある場合には、調達状況等に応じた余裕期間を設定するよう適切に対応することとする。

2 工事及び業務の実施時における対応

（1）工事現場及びオフィス等における感染症対策

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日決定（令和3年1月7日変更））に基づく「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和2年12月24日改訂版）（以下、「ガイドライン」という。）を踏まえた感染予防対策を実施することとする。

（2）工事現場等の確認

工事現場等における施工段階確認、材料検査、現地確認等について、

ウェアラブルカメラ等を活用した遠隔確認を試行運用していることから積極的に活用することとする。

(3) 受発注者間の打合せ及び検査の対応

当省の Web 会議システムは、外部者も対象として会議等を行うことができることから、受発注者間で協議の上、初回を含めた全ての打合せ及び検査で Web 会議システムを積極的に活用することとする。

やむを得ず対面による場合には、予め受注者に対し最小限の人数での実施を働きかけるとともに、広い会議室等での実施やマスクの着用など、感染予防対策を徹底するものとする。また、対面での打合せに出席した受発注者の氏名を記録し、確実に保管するものとする。

(4) 現地調査における対応

受注者が現地調査を実施する際には、担当技術者が緊急事態措置を実施すべき区域から派遣される場合もあることから、あらかじめ発注者側で地元関係者（土地改良区等）に連絡するなど、現下の情勢に十分に配慮した丁寧な対応を心がけることとする。

(5) 感染者の報告

直轄工事及び業務の関係者に感染等が確認された場合は、ガイドラインに基づき、発注者に報告するとともに、地方農政局等の担当者から農村振興局整備部設計課施工企画調整室に報告することとする。

(6) 資機材等の納期遅延の取扱い

受注者から、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う資機材等の納期遅延により、工期内に工事が完成できないとして、工期の延長を請求された場合は、受注者の責に帰することができない事由として取り扱うこととする。

(7) 受検体制の確認

受注者から完成及び完了の通知（以下「完成通知等」という。）を受けた工事及び業務については、受注者に対し、検査期限内に検査を受検することが可能かを確認し、検査の受検が困難な場合は、提出済みの完成通知等は無効として取り扱うことを伝え、検査の受検が可能となった時点で、改めて完成通知等を提出させた上で、検査を実施するものとする。

また、受注者の意向を確認した結果及び経緯について記録し、契約関係図書と合わせて保管するものとする。

(8) 検査時における監督職員の立会

直轄工事及び業務の検査に係る監督職員の対応については、「地方農政局の請負工事等監督要領模範例について」（平成 27 年 10 月 1 日付け 27

農振第 1409 号設計課長通知) 第 9 において、「検査に立会い、検査職員の求めに応じなければならない。」と定めているところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響による自宅待機等の措置に伴い、監督職員の立会が困難な場合においては、連絡体制を確保することなどにより、監督職員の立会を行うことなく検査を実施することができるものとする。